監事監査規程

［　制定　平成 23 年４月１日
　最終改定　令和６年９月 30 日　］

（目的）
第１条　この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という）における監事の監査に関する基本的な事項を定めるものである。
２　監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかは、この規程によることとする。

（基本理念）
第２条　監事は、本協会の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本協会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職能）
第３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

（業務・財産調査権）
第４条　監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事等の協力）
第５条　監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力しなければならない。

（監査計画）
第６条　監事は、本協会の業務計画を勘案の上、監事間の協議に基づいて、当該年度中に行うべき会計監査及び業務監査の実施計画を作成するものとする。

（監査事項）
第７条　監事は、次の各号に掲げる事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行う。
一　稟議書等重要な文書
二　重要又は異常な取引、債権の保全・回収及び債務の負担
三　本協会と理事との競合取引又は利益相反取引
四　財産の状況
五　決算方針及び決算期の計算書類等
六　会員総会に提出すべき議案及び書類
七　その他監事が監査上必要とする事項

（会議への出席）
第８条　監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
２　監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け若しくは議事録又は資料等の閲覧を求めるものとする。

（理事会に対する意見陳述義務）
第９条　監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、理事会に意見を述べなければならない。
２　監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。
３　監事は、業務の執行に当たり、本協会の業務の適正な運営・合理化等又は諸規定について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べなければならない。

（差止請求）
第10条　監事は、理事が本協会の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、これにより本協会に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事等の報告義務に対する措置）
第11条　監事は、理事から本協会に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告、又は理事の職務の執行に関し不正の行為その他法令・定款に違反する重要な事実の発見の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）
第12条　監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求める。
２　監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事に意見を述べるものとする。

（会員総会への報告）
第13条　監事は、会員総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には会員総会に報告する。

（会員総会における説明義務）
第14条　監事は、会員総会において会員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明しなければならない。

（監事の任免、報酬に関する総会における意見陳述）
第15条　監事は、その選任・解任及び役員の報酬について、会員総会において意見を述べることができる。

（計算書類等の監査）

第16条　監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

（監査報告書）

第17条　監事は、日常の監査を踏まえ、第16条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

２　前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印又は電磁的署名をするものとする。

３　監事は前項の監査報告書を、理事に提出する。

（訴訟提起等に関する事項）

第18条　監事は、自ら理事の責任を追及する必要があるとき、又は会員から理事の責任を追及する訴えの提起の請求があった場合において、その請求に正当な理由があり、かつ、本協会の利益保護のため必要があるときは、この法人を代表して訴えを提起する。

２　監事は、前項のほか、会員総会の決議取消の訴え、その他の訴訟の提起をすることができる。

３　監事は、理事が本協会に対し会員総会決議取消の訴え、その他の訴訟の提起をしたときは、本協会を代表する。

（職務執行の補助機関）

第19条　監事の職務執行の補助機関としては本協会事務局が当たる。

２　前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

（監査の費用）

第20条　監事は、職務執行のため必要と認める費用を本協会に対して請求することができる。

（改廃）

第21条　この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附則（平成23年１月12日　臨時理事会承認）
この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成23年４月１日）より施行する。

附則（令和６年９月 30 日　第２回通常理事会承認）
この規程は、令和６年９月 30 日より施行する。